


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要 旨				
<p>平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始することに伴い、総合事業の実施内容に関する規則を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の内容 ・ 事業の対象者 ・ 利用手続き ・ サービス事業費の額 ・ 利用者負担 ・ 苦情処理 <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 総合事業において、事業の内容及び対象者、利用方法等を定めることにより、平成29年4月からの総合事業の円滑な実施が可能となる。</p>				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。